

# 身体的拘束等の適正化 のための指針

社会福祉法人 道志会

令和5年4月施行

## 身体的拘束等の適正化のための指針

(身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1 身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。道志会（以下「当法人」という）の運営する介護老人福祉施設（短期入所含む）及び特定施設入居者生活介護事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束等を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解するとともに、拘束等廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等をしないことを基本理念とします。

### 1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する以下の行為を禁止しています。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

## 2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討確認し、全てを満たしている場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得たうえで拘束を行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく検討・見直しを行うものとします。

(身体拘束適正化検討委員会その他の組織に関する事項について)

- 第2 当法人における身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するため、次のとおり身体拘束適正化検討委員会及び身体拘束適正化検討事業所委員会を設置する。
- 2 身体拘束適正化検討委員会は各事業所委員会の委員等で構成し、虐待防止検討委員会と一体的に開催します。また、委員長は虐待防止検討委員会の委員長が兼ねます。
  - 3 身体拘束適正化検討委員会は年4回以上の開催とし、必要な都度委員長が招集します。
  - 4 身体拘束適正化検討委員会の審議事項等は、次のとおりとします。
    - ・法人内での身体的拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
    - ・「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備・改訂に関すること
    - ・身体拘束廃止に向けた職員研修の内容に関すること
    - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討状況及び手続きの検証
  - 5 身体拘束適正化事業所委員会の委員長は各施設長が務め、委員は介護支援専門員、看護師、ケアワーカー、生活相談員等から施設長が指名した者とします。

- 6 身体拘束適正化事業所委員会は三か月に一度以上の頻度で開催し、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討や身体拘束の実施状況の確認、拘束を解除するための検討・見直しを行います。
- 7 虐待防止検討事業所委員会の議題は次のとおりとします。
  - ・施設内で身体拘束を実施せざるを得ない場合の代替え案等の検討及び切迫性・代替性・一時性の3要件の確認
  - ・拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明等手続きの確認
  - ・身体拘束を実施した場合の解除・継続の検討
  - ・身体拘束廃止に向けた職員への意識啓発に関すること
- 8 委員長は、事業所委員会委員のなかから「身体拘束等適正化対策担当者」を選任します。
- 9 委員会での検討内容の記録様式(様式①「身体的拘束等適正化事業所委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管する。また、事業所委員会の検討結果について法人委員会へ報告するほか、当該施設の介護職員その他の従業者に周知徹底します。

(身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

- 第3 職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容は、介護職や生活相談員・その他の従業者について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施します。
- 2 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

(身体的拘束等の報告方法等)

- 第4 緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況やご利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録(様式③「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」)し、適正化事業所委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

(身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針)

- 第5 ご利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化事業所委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面(様式②「緊急やむを得ない身体拘束

に関する説明書」)で確認を得ます。

- 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- 拘束の方法(場所、行為(部位、内容))
- 拘束の時間帯及び時間
- 特記すべき心身の状況
- 拘束開始及び解除の予定(特に解除予定を記載のこと)

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第6 入所・入居者及びそのご家族等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7 第3に定める研修会のほか、地方公共団体や関係団体等により提供される身体的拘束等の適正化に関する研修等に積極的に参画し、施設サービス提供に関わる職員全体で拘束等がもたらす弊害等についての共通認識を持ち、身体拘束等をしないサービスの提供に取り組みます。

(附則)

1. この指針は、令和5年4月1日より施行する。
2. 「身体拘束廃止に関する指針」(平成20年4月1日施行)は、この指針に移行したものと見做す。